

第11回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成30年7月9日（月）10:48～11:43

2. 場所：合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、林いづみ、原英史、野坂美穂

（専門委員）川田順一、佐久間総一郎、田中良弘、堤香苗、濱西隆男

（政府）前川内閣府審議官

（事務局）田和室長、窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

（ヒアリング出席者）内閣官房：馬場IT総合戦略室内閣参事官

奥田IT総合戦略室内閣参事官

内閣府：西川子ども・子育て本部参事官

（子ども・子育て支援担当）

厚生労働省：唐沢子ども家庭局保育課企画官

農林水産省：山本サイバーセキュリティ・情報化審議官

廣野水産庁資源管理部漁業調整課長

長野大臣官房広報評価課長

4. 議題：

（開会）

1. 重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」

2. 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 時間となりましたので、第11回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中を御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、安念部会長代理、江田委員、大崎専門委員、國領専門委員、八剣専門委員が御欠席でございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日は、議事の1つ目として、重点分野のうちの「従業員の請求に基づく各種証明書類の発行」について、内閣府子ども・子育て本部、内閣官房IT総合戦略室、厚生労働省からヒアリングを行います。

保育所等の利用申請手続に要する就労証明書につきましては、昨年の秋より、第2検討チームにおいて議論を行ってまいりました。来年度の保育所等の入所分の手続が本年秋か

ら開始されますので、これに向けて標準的様式の普及の取組状況等についてフォローアップを行いたいと思います。

検討を行うに当たりまして、事前に議論における論点を資料1-1のとおりメモにまとめ、関係省庁に対して通知をしております。

委員・専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただき、それを受けて御質問、御議論等を頂戴したいと思います。

それでは、早速ですが、資料1-2に沿って御説明を頂戴したいと思います。時間の関係で10分以内ということをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○西川参事官 内閣府の西川でございます。

では、早速、資料1-2に従いまして、御説明させていただきます。

論点のところでございます。ここは行政手続部会の方から示されているものでございますけれども、自治体の方でどこの自治体が標準様式を使っているか、使っていないかということを見る化すべきであると。それを踏まえて、事業者側の方で使っていない自治体に対して使うべきだというふうに要請活動していきたいということで、その前提として、全国の千幾つの市町村の標準様式の活用状況について見える化を行うべきであるということが論点として掲げられてございます。

早速回答といえますか、我々としての考えで、下の①のところを見ていただきたいと思いますけれども、保育の入所申請に当たって提出される就労証明書につきましての標準様式の活用及び電子入力への対応を促進していくために、各地方自治体における活用・対応状況の見える化、これは非常に重要であると我々は考えております。

②ですけれども、そのため、今月中下旬をめどといたしまして、活用・対応状況に関するフォローアップ調査を実施する予定でございます。この調査結果につきましては、具体的な自治体の名前も明らかにする形で、できる限り早く公表したいと考えております。

次の③でございますけれども、就労証明書の標準様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査結果についてということで、この4月24日に我々が全国の自治体に調査結果を取りまとめてお示ししたわけです。これは昨年末、12月時点でございまして、まだ自治体の方でどうしようかということで検討途上の状況でございましたので、次の今月中にやるフォローアップ調査の方で自治体の名前も明らかにした形で公表したいと考えております。

次のページに、カラー刷りのグラフでございますけれども、御案内かと思いますが、昨年12月に実施した調査結果でございます。大分これから現時点では、今、6月、7月になった時点では変わってきておると思いますがけれども、12月時点ではこのグラフのとおり、既に活用しているところが約4分の1、活用する予定だということ、あるいは平成31年度からやるということが十数%で、多くのところが検討中でした。

次の紙の(2)の論点でございます。かいつまんで申し上げますと、この論点といたしましては、下の方に書いてございますが、活用する予定はないと回答している自治体もご

ございましたので、活用する予定はないという自治体にどのような対応策、促進策を考えているのか。場合によっては標準様式自体を見直す必要があるのではないかというような論点でございます。

これにつきましての我々の考えでございますけれども、標準様式はぜひ活用していきたいと考えておりますので、この4月に出した事務連絡におきましても、改めて活用をお願いしているところでございます。そして、今月中に行うフォローアップ調査の発出と併せまして、改めてまた標準様式を活用していただくように依頼したいと思っております。

②ですけれども、12月に実施した調査におきまして、加除修正を多くなされた項目がございました。一部の項目について加除修正が見られたわけですので、そこはQ&Aを発出するなどして、より標準様式を活用しやすくするような対応を考えていきたいと思っております。

標準様式自体を頻繁に変えるようなことになると、自治体の方の対応も大変ですし、この取組に対する信頼みたいなものも重要になってまいりますので、そういった対応を考えていきたいと思っております。

最後に5ページ、(3)ということで、一連の論点と同じ論点でございますけれども、より事業者目線で、ハイレベルな対応で早急に自治体に働きかけを行うべきではないかということでございます。

回答というか、我々の考えといたしましては、経済団体の方から就労証明書の様式の標準化という要望を受けておりますので、我々は、この3月に行った都道府県向けの説明会、あるいは実は8月から9月にかけて、全国の全ての市町村に直接我々が5つのブロックで集めたセミナーをやる予定でございます。これは実は幼児教育無償化の関係で実施するセミナーでございますけれども、そういった場でも改めて、せっかく全ての市町村の担当者の方々と顔を合わせる機会でもございますので、あらゆる機会を通じまして、この標準様式の活用を促してまいりたいと思っております。

また、我々の審議会である子ども・子育て会議という審議会がございます。これは動画でも配信してございまして、かなり多くの自治体が実際にこの審議会につきましてはフォローされております。経済界の方もメンバーで、経団連でありますとか日本商工会議所の方もメンバーとなってございますので、そういった場でも、10月頃から多くの市町村では次の入所申請の手続が始まりますので、我々としても、今このタイミングが市町村に対してプッシュしていくといいですか、促していくいいタイミングだと思っておりますし、これを過ぎてしまいますと、また次の年度ということになりますので、このいいタイミングにしっかりと直接働きかけ、あらゆるタイミングを通じまして標準様式の活用を促してまいりたいと思っております。

それから、最後の7ページ、我々がこの場でも何度かお話ししております、署名・捺印の省略あるいは電子証明というところも前から御意見としていただいておりますが、まずは標準様式を活用していただくところを先行して行うべきだと。もし先行して押印省略だとか電子証明ということが先にいってしまいますと、自治体の方のいろいろなシステムの

投資などが入って標準様式の活用が逆にできなくなってしまうので、我々はまずは優先順位としては標準様式を活用していくことに全力を傾けているところでございます。それがある程度めどが立ってきた段階で、この論点であります押印を行うという方法をなくしていく必要があるというところにつきまして、対応していきたいと思っております。

この点は、我々は技術的に知識・経験が追いついていないところもございまして、内閣官房の関係部門の御協力もいただきながら、回答のところもございまして、きちんと真正性というものが電子的に担保されることを前提といたしまして、手続の簡素化を進めてまいりたいと思っております。これも何度か前の場でもお話しいたしましたとおり、今この瞬間、非常に待機児童問題というのが都市部でホットな話題になってございます。時々不正があったり、あるいは真正性に疑問があるようなことがあったりしてございます。入所申請の公正性というものが保育行政、待機児童行政の根幹に関わってまいりますので、そこはしっかりと担保できるような形にしていきながら、取組ということを進めて、研究してまいりたいと思っております。

とりあえず、私の方からの御報告はこれで終わります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等があればよろしくお願ひします。いかがでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

全体的に非常に御苦労されてお取り組みいただいているということは大変感謝申し上げるところでございます。ただ、この問題はもう取り組んで久しいわけでございます。その中で、アンケートを見ても、標準様式の検討中であるとか、取り組む予定がないというお答えが相変わらずある中で、これから説明会をしていただけるということなのですが、協力要請だけではなく、そういった行政の方たちに対して、この標準様式を採用しない場合のディスインセンティブのあり方というのを真剣に考える必要があるのではないかと思います。これだけ国の方で努力して標準様式を地方自治体の意見も取り入れながら作ったにもかかわらず、この程度の協力具合だということは、更なる実効性のある施策、つまりディスインセンティブとインセンティブをセットにした施策を講じないと、せっかくの国策が実効性がないということになりかねないと思います。

例えばオバマケアの場合ですと、ITを使ったユーザーへのデータポータビリティでブルーボタンというシステムを導入するに際しては、5年以内に政府が無償で配っているアプリケーションを病院の方で採用しない場合には、その後の補助金が減らされるというディスインセンティブをセットにすることで、たった3年で1億数千万人という実績が上がっているところでございますので、そういったことを是非考えていただきたいと思っております。

また、最後の保育所の申請について、真正性の担保の点で署名のことをおっしゃって

たと思いますが、問題になる不祥事の事例というのは内容の真性が問題になっているのであって、署名の真性が問題になっているのではありませんので、今回の様式の統一という話と電子化という話は決して矛盾するものではなく、並行してお進めいただきたいと思います。また、そういった取組に消極的な地方自治体については、その名称、どこの自治体が協力的で、どこが協力的でないのかということユーザーにわかるように、例えばe-Govにアクセスすれば、その地方自治体の取組状況が一見してわかるようにしていただくと、ユーザーである国民の立場から、自分の住む自治体がどれだけ協力的なのかということがわかってよろしいのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○西川参事官 標準様式の活用促進というのは、全国全ての市町村がターゲットだと思っておりますけれども、とりわけ企業が多い、また住民も多い政令市、中核市というところで、我々としてもまず率先してやっていただきたいということだろうと思っております。

一方で、こういう大規模な市におきましては、就労証明書を毎年の入所申請に当たって徴収するとともに、現況届ということで、入所が一旦決まった人にも毎年出しているということがございますので、事務量といえますか、これに携わる市の中の職員の数、あるいは業務に使うという影響においても非常に大きなものがございます。さらに、今は幼児教育無償化ということで、来年10月からのスタートに向けまして、今度は幼稚園の預かり保育だったり、今まで就労証明を求めていなかったところにも就労証明を求めるといったことも検討がなされているところがございますので、大きな市におきましては、市の中の業務フローというのですか。業務に非常に大きな影響を与えるということで、慎重な検討をなされているということかと思っておりますけれども、特に政令指定都市、中核市あたりとは、特別にそこら辺の必要性につきまして、我々からも働きかけをいたしているところがございますし、事業者の方も多く所在されているわけですから、この見える化を通じて事業者の方々から御要請いただくということは、我々も是非そうしていただければと思っております。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 どうも説明ありがとうございました。

まず、これは今までいろいろなところで確認されていると思うのですが、今、議論している就労証明書というのは、この参考の皆様の方から出していただいたものについていますけれども、A4の1枚、これの標準、つまりこれにしてくださいというお願いをして、やりたくない、検討中だと、こういうことだと理解しているのですが、はっきり言って信じられない。補助金の申請だとか、いろいろな許認可においてかなり膨大な届出書が要るものと違って、これはたった1枚で、なおかつほとんど決まっているものなので、これで標準様式を採用できないということは、全く他のことで様式の標準化なりデジタル化

等々についてやる気がない、若しくはやる意味がないと思っているということだと思いません。

ですから、この件に関しては、ぜひ今、御回答頂いたところで進めていただきたいということと、この7月からの調査は、先ほどお話がありましたように、この秋から実際に来年度に向かって実務が始まりますので、フォローアップ調査の結果はその前、8月末までにはぜひ公表していただきたいと考えます。

公表の意味というのは2つあって、一つは、本当に標準化されるかどうかを実務の方が把握するということと、もう一つは、ディスインセンティブなのかインセンティブなのかは置いておいて、やはり公表される、この自治体はやる気がないということが世の中に明らかになる。こういう効果がありますので、ぜひ8月末までにやっていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○西川参事官 初めにも御説明したとおり、この就労証明書は秋から新しい次のサイクルが始まる時になりますので、そこが絶好のチャンスだと思っておりますので、そこに向けて、委員御発言のとおり、ディスインセンティブというか、我々としては見える化して、いろいろな働きかけが実効あるような形にしていきたいと、タイミングを失しないようにということと、同じ認識でございます。

○高橋部会長 8月末までに実施していただけるという御回答でよろしいでしょうか。

○西川参事官 よろしいということでございます。

○高橋部会長 それから、そのときに加えていただきたいのですが、標準様式を加除している自治体もあるというお話があって、企業の担当者としては、どこを加除されたのかわからないと困るので、公表されるときには、標準様式のどこをいじったのかも含めて公表できるようにしていただくとありがたいと思うのですが、そこまでやっていただけるかどうかということをお聞きしたいです。

○西川参事官 基本的には、我々、就労証明書につきましては、標準様式のこの部分についてはなるべくいじらないようにしていただいて、もし加除するのであれば、下の項目だったり、別の項目だったりという形をしてくださいということとでございますので、別のところに加えているか加えていないかということも見えるように検討したいと思います。

○高橋部会長 是非よろしく申し上げます。

ほかはいかがでしょうか。

では、原委員。

○原委員 話が重なりますけれども、先ほどからの御説明で、見える化と働きかけはしますと言われているのですが、林委員も佐久間専門委員もおっしゃったように、ディスインセンティブは是非しっかりやるべきだと思います。これは企業がお困りになっているということもございますが、加えて言えば、企業に余計なコストをかけて税収を少なくしているわけですから、それは林委員が言われたように、その分の何らかの補助の引き下げなどがなされるということはあるかと思っております。

それから、先ほどの御説明をいただいた中で、調査結果のデータをお示しいただいて、活用が検討中あるいは予定なしの理由を幾つか挙げられています、これはぜひ個別にしっかりと潰していただきたい。単にやるべきだという説明をするだけではなくて、おかしな理由が挙げられているのであれば、おかしいということをきちんと潰すようにしていただけるといいのではないかと思います。

例えば、この中で言うと、必要な項目を網羅できないとあるのですが、加除修正なされているのだったら何でこんな理由がそもそもあり得るのか、よくわからない。それから、保護者や企業への説明がしづらいというのは全然逆で、むしろ標準様式を使わないことが説明しづらいはずだと思うのですが、何でこんなことになっているのか。それから、事務負担が大きい、十分な時間が必要。これは、事務負担は何をもって事務負担と言われているのか。それから、十分な時間と言われるのだったら時間はどれぐらい掛かるのか。全部個別に、是非整理をして教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○高橋部会長　どうぞ。

○西川参事官　保育だったり認定こども園というのは、北海道から沖縄まで非常にたくさん数がありまして、市町村の事務のボリュームとしてもかなり多いですし、また、関係する事業者の数も多うございます。

我々もちょっと反省がありまして、事務連絡だったり通知だったりをいろいろ流しておりますけれども、直接顔を合わせる機会は非常に少なかったものですから、ちょうどちょっと別の事情もあって、この夏、全国を回りますので、直接お話をして顔を合わせながら進めていきたい。この事情といいますか背景ということも含めて、しっかり御説明したいと思います。

○高橋部会長　中小の自治体などいろいろ事情もあると思うので、そこは説得していただければと思います。特に活用する予定がないというのは、説明責任という観点から問題だと思いますので、そこは重点的に是非潰していただきたいと思います。こういう自治体がないように説得していただきたいと思います。

あと、どうでしょう。林委員もおっしゃった電子化について、閣議決定でもう平成31年度から電子化しますと言っているのに、押印については研究しますというお話だと、これはちょっと閣議決定違反ということになりかねないような御回答になっています。保険みたいに使用者が偽造することにインセンティブがあるような話ではないので、ここは別に押印を省略しても問題ないと思うのですが、なぜこのように研究しなければいけないという御回答になっているのでしょうか。IT室も含めて御回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○西川参事官　確かに委員御指摘のとおり、内容についての真正性と文書の形式の真正性は別だということはそのとおりだと思っております。ただ、我々としては、重なる部分もあるのかなど。とにかく我々は今、非常に大きな待機児童問題に対応するために、現実問題として就労証明書をめぐって、これで本当に入所できるかどうかというところで判断さ

れる大きな判断要素になっているものですから、ここに対する国民の信頼といいますか、きちんとこれが公正に審査されているということであれば行政に対する信頼を失うと思っておりますので、なかなか今この場で押印省略をやりますとは申し上げにくいものですから、一方で、いろいろな電子証明に関する仕組み、メニューが用意されているようでございますので、その点は関係省の御協力もいただきながら、お恥ずかしながら研究しているということでございます。

○高橋部会長 佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 これは説明いただいている方というよりは、我々の方の問題ということで1つ提案したいのは、やはり就労証明書を標準化できないという説明というか、理由というのは、にわかにとても信じられないので、是非この規制改革推進会議の場に地方自治体の方に来ていただいて、直接、なぜ採用できないのかというのをお聞きしたいと思っております。例えば今回のアンケート結果で、活用する予定はないと答えたところで就労証明書の発行部数が多いベストファイブの地方自治体の方にはここに来ていただいて、その説明を頂くということを検討していただくのはどうかと思っております。

以上です。

○高橋部会長 こちらは事務局の方だと思います。そこは事務局で引き取っていただいて。

IT室、いかがですか。この問題は長い経緯がありますので、IT室でも議論にはなったのではないかと思います。

○馬場参事官 私どもとしても、保育所の入所手続の電子化を制度所管である子ども・子育て本部を中心に検討いただいて、推進していくことを積極的に応援していきたいという立場でございます。

先ほど座長が言及されておりました、7ページに書いてあります、平成31年度から段階的に開始というところでございますけれども、これはマイナポータルを活用していこうという番号制度推進室の施策として、子ども・子育て本部の電子化を推進していくために、何らかの形で保育所の入所申請における就労証明書の電子化を、マイナポータルを活用して子ども・子育て本部と連携していこうという施策であると認識しており、IT室としても、制度所管である子ども・子育て本部がマイナポータルをうまく活用することによって推進していくことを応援していきたいと考えております。

○奥田参事官 恐らく議論が2つ混乱されていまして、標準様式の話、紙の様式の方で押印をどうするのかという議論と、電子で申請する際に真正性の確認をどうするのかという議論を2つ分けて考えなければいけないと、今の回答でいくと、押印撤廃イコールそのまま電子署名をつける。紙のまま電子署名をつけるわけにはいかないのです、そのあたりは議論をちゃんと整理したほうがいいかと思います。

まずは就労証明書の手続において、どのレベルの確認をしなければいけないのか、真正性の確保をしなければいけないかということで、押印なり、社員の方の社員証明が必要なかどうかという議論をまず手続の方でされる必要があります。その上で、それを電子化

するに当たって、どのレベルの電子証明なりID・パスワードという形で構わないのかどうかというところで技術的な議論をするという2段階で議論をされないと、話としてちょっと混在している気がしていますので、そういった形で議論された方がいいかなという気がいたします。

電子化に当たっての証明書のつけ方であるとか、そういったところについてはIT室に知見がありますので、そのようなときの協力はしっかりしていきたいと思います。

○高橋部会長 わかりました。

別に私は混乱しているつもりはなくて、要は証明が要ると、出す側のある程度の真正性の確認が要するというのは否定しないのです。けれども、それが現行の押印のようなレベルなのかと。かつ、それが電子に移行したときに、電子証明という大げさな話でなければいけないのかということだと思うのです。そこは先行的に御検討していただかないと、閣議決定どおりにはならないと思うのです。マイナポータルを使っただって、出す側のある程度の真正性の確認が要するという話になれば、ある程度何らかの процедуруをしなければいけないという話になりますから、そこは先行的に検討していただかないと話が進まないのではないかと思いますので、そこはいかがでしょうか。

○西川参事官 わかりましたとしか、今日は準備しているものがなくて、冒頭申し上げましたとおり、ここはまずは我々としては様式の標準化を先行しないといけないということです。そこに注力いたしておりますので、その課題につきましては承りまして、持ち帰りまして、関係省庁ともまた相談させていただきたいと思います。

○高橋部会長 よろしいですか。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 今の点に関連して、まず、内容の真正性の確認で押印というのであれば、私には、基本的にはそういう目的のために押印というのは必要ないと思われま。したがって、まずそのところの検討をお願いしたい。

次に、内容ではなしに、本当に事業者なるものがいて、申請しているのか。申請者の真正性の確認というのですかね。その点であれば、確かに押印が必要ということになるのかもしませんが、それでは、地方公共団体において一々その印が本当に真正なものなのか確認をとられているとは、ちょっと私には思えない。そういう意味では、ここで書かれているようなマイナポータルみたいな方が、本当に申請者が存在するのかとか、そういうレベルのチェックであれば、そちらの方が正に真正性が確保できるわけであって、そういう観点から照らすと、もちろん標準様式の統一の方が急ぐという事情はわかりますが、できるだけ早く電子化に取り組まなければいけないと私は考えておりますので、是非そうした取組をお願いしたいと思います。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○西川参事官 内容面なり形式面なりの真正性というのをどのレベルまで厳重に担保できるようにするのか、あるいはもう少し緩めてもいいのではないかというような御意見もあ

ろうと思うのですけれども、我々の事情としては、今この瞬間で言えば非常に待機児童の問題も多くて、現実には不正だとかいうものも出てきている中でございますので、今この瞬間は手続、あるいは真正性をもう少しレベルを下げるということはちょっと難しいかと思っておりますので、真正性をある程度担保した中で、手続の簡素化といえますか、いろいろな仕組みがある中で電子化を進められるかということは、関係省庁とも相談させていただきたいと思っております。

○高橋部会長 どうぞ。

○濱西専門委員 今の電子化に対する取組がなかなか進められないというのは、そちらの本部の体制が十分でなくて、だから検討がなかなかできないのだというお話なのでしょうか。それであれば、これだけ重要な問題ですから、体制を厚くすればいいだけの話と受け止めます。基本的に電子化の検討をどうするかというのは、市町村レベルの問題でもありますけれども、まず方針とかを決めるのは内閣府の本部のお仕事ですから、基本的には、体制をどうするかということだけではないでしょうか。

○西川参事官 そこは答えようが、私どもは何とお答えしたらいいのか。

○高橋部会長 最後ですが、IT室にお願いしたいのですけれども、ガイドラインはもうできたのですか。

○奥田参事官 ガイドラインについては、まだちょっと調整しているところでして、内容の方は確定して、各省も了承しているのですけれども、表現ぶり、書きぶり、形式のところちょっと今、調整しております、もう少々お待ちいただければと思います。

○高橋部会長 では、ガイドラインは、各省のデジタル化の基本計画に反映されているのですか。

○奥田参事官 デジタル化の基本計画ですか。

○高橋部会長 中長期計画というのは。

○奥田参事官 中長期計画についても、先行的に入っているところもあります。また、これから手続について検討していくということもあり、中長期計画を短いスパンで見直していきますので、現時点では、全てが入っているわけではありませんが、その見直しの中で入っていくということもございます。

○高橋部会長 ですから、本来は6月までに作業を終えて中長期計画に反映させるという話だったと思います。遅れているのであれば、申し訳ないのですが一汗かいていただいて、早急に織り込んでいないところには織り込んでいただくよう御指導いただくということで、是非よろしく申し上げます。

○奥田参事官 わかりました。

○高橋部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

時間も参りましたので、従業員からの請求に基づく証明書の件については、これまでとさせていただきます。

ただ、重要な話ですので、またいつかお聞きする可能性があるかもしれませんので、そ

の際には是非よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

(内閣府、厚生労働省退室)

(農林水産省入室)

○高橋部会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。

重点のうちの「営業の許可・認可に関する手続」について、農林水産省からヒアリングを行いたいと思います。

漁業法に係る許認可手続の簡素化については、昨年度の第1検討チームで議論をいたしました。農林水産省に再検討のお願いをしておりましたので、本日は同省に御検討いただいた対応方針について改めてヒアリングをさせていただきます。

検討を行うに当たり、事前に議論における論点を資料2-1のとおりメモにまとめ、同省に対して通知をしております。

委員・専門委員の皆様におかれましては、御説明を聴取していただきまして、それを受けて御質問、御論議を頂きたいと思います。

それでは、早速ですが、資料2-2に沿って御説明を頂戴します。時間の関係で5分以内ということでお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山本審議官 農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官の山本でございます。私が省全体のシステム化、電子化、デジタル化を担当しておりますので、今回、私が出席させていただきました。私から簡単に説明しまして、詳細につきましては、それぞれ課長から御説明します。

御指摘として2点頂いております。1点目として、全体あるいは漁業法の関係でございますが、これにつきましては6月末までにデジタル・ガバメント中長期計画を作成いたしまして、その中でデジタル化・オンライン化を重点事項として取り上げていますので、その状況を御説明したいと思います。

2つ目として、漁業法の関係でございますが、これは前回あるいは前々回、この行政手続部会の中でも議論があったとお伺いしておりますけれども、水産庁で調査をいたしまして、必要な見直しを検討しておりますので、その状況を説明したいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

○長野課長 広報評価課長の長野でございます。

前回のヒアリングを踏まえて、全体の官房の方でもきちんとグリップをしてやってくれということでございましたので、デジタル・ガバメント中長期計画ということで御指導いただきまして、農林水産省のデジタル・ガバメント中長期計画を6月末に決めて公表してございます。その中で特にオンライン化のものでございますけれども、私ども、行政手続と、あと補助金とか交付金の手続がございます。それ全体を含めまして、政府全体の方針を踏まえまして、実際の現状をきちんと把握した上で、今年度から共通的な申請システムを構築するための検討を進めることとしてございます。もう実際に始めてございます。

そして来年度、2019年度には、実際にプロトタイプでできたものを使いまして実証して

まいります。それを踏まえて、本当のシステムの仕様の検討を行おうとしておりまして、また、2020年度以降はそれを全体の共通的な申請システムを整備することにつなげてまいりたい。そしてまた、それを全部の手續に拡大していくということの中長期計画の中に年次計画ということで書いてございます。

漁業法の行政手續も、これに逃れることなくオンライン化ということを検討してまいりたいと考えております。

○廣野課長 水産庁の漁業調整課長の廣野と申します。

漁業法の許可の関係について御説明申し上げます。資料を見ていただくと、先日のヒアリングを踏まえまして、3月29日付で「『行政手續コスト』削減に向けた取組について」ということで、各県に通知いたしますとともに、正に実務上の免許申請、知事許可漁業の申請事務に関する添付書類の調査を行いました。調査の結果は別紙につけてございますが、多くの県でとっている添付書類の一例といたしましては、免許の適格性、これは漁業法に規定してございますが、それを証する書類。それから、免許を申請するに当たって漁協で決定していただく必要がありますので、その議事録の抄本ですとか、漁業許可の方では、船をある人から借りてやるような場合もございまして、その使用者を確認するための船舶使用契約書というようなものもございました。

また、電子申請の対応状況については、残念ながら現在、電子申請とか電子メールによる申請に対応している県はございませんでしたが、検討中または今後検討を行うという県が5県ございました。

この調査にあわせて行政手續コスト削減等の観点から、添付資料については必要性を勘案の上、省略等の見直しも要請してございますが、本年度の取組といたしましては、水産庁において、まずこの調査結果を分析いたしまして、既に都道府県が持っている書類を省略できないかという可能性の検討。4ページに参りますが、調査結果を都道府県にフィードバックいたしまして、うちの検討結果も踏まえて書類の削減を要請。それから、フィードバックされた調査結果を踏まえまして、各都道府県において、ほかでとっていない書類が自分の県で省略できないかというような検証を行っていただくことも含めまして、書類の簡素化が図られるよう、情報提供を初め必要な支援を実施していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等があれば、よろしく願いします。いかがでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 御説明ありがとうございました。

2点目の漁業権免許・知事許可申請に際しての調査について、何点か教えていただければと思います。

資料の5ページ目の結果概要というところの2番目の漁業権の許可につきまして、調査対象は40都道府県ということでございますが、そのうちの(2)の申請の方法と今後の方向性のところは、合計しても26県しか回答がないということなのではないでしょうか。回答状況についてお教えいただきたいということと、それから、今後、農水省としては、今年6月22日にデジタル・ガバメント中長期計画を出されたということで、どのように全国的に漁業権の申請のデジタル化を進めていかれるのかという2点を教えていただければと思います。

○高橋部会長 お願いします。

○廣野課長 1つ目の御質問でございますが、申請の方法と今後の方向性については、回答があったところが26ということでございます。

それから、済みません。ミスを見つめました。申し訳ないです。参考資料のⅡのところは、Ⅰは漁業権の免許で正しいのですが、Ⅱは漁業の許可でございます。申し訳ありません。

○林委員 そうしますと、申請の方法と今後の方向性については、これから残りの県からも回答が来るということによろしいのでしょうか。

○廣野課長 説明が不足しておりまして、済みません。漁業の許可を行っている40県のうち、申請書がホームページからダウンロードできるところが21で、電子申請について今後検討というところが5でございまして、残りのところはそれも今やっていないと、紙ベースでやっているということでございます。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

○長野課長 オンライン化の件でございますけれども、年次的にはこちらに書いてあるとおりでございますが、やはり利用者の利便性を常に考えなければいけないということでございますので、一度出したものは一回でいいというワンストップとか、ワンストップでできるというようなことが政府の方針でございまして、今、政府全体でも、IT室の方でデジタルファースト法案ということを検討してございまして、そちらの中で、バックヤードで情報連携することで1回で出したようにするとかいうのもございます。そういうところとの調整と精査をしながら、例えば漁業法ですと登記事項証明書などはいろいろな手続でとられているものになりますので、そういうものを踏まえながら、実際にどのように、本当にこの手続の中で添付資料が必要なのかというところを棚卸した上で、オンラインのときの様式をどう標準化していくかというところも踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○林委員 ありがとうございます。

具体的な計画もこの中で示していただいていると思いますので、ぜひ着実な実行をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○高橋部会長 漁業法は、具体的にいつぐらいから、というめどはあるのでしょうか。

○廣野課長 先ほど最後に申し上げた本年度の取組ということですので、これはすぐさまかかりたいと思ってございます。

- 高橋部会長 いや、最終的に共通システムに載せるのは。
- 廣野課長 共通システムの方は、全体の動きに合わせて進めていきたいと思っております。
- 高橋部会長 官房はいかがですか。
- 長野課長 実際、最も早く、まずは要件確認等をやるために、農水省の中で代表的な手続ということでやろうと思っております。そういうことでプロトタイプができて、どんどん開発をしていった上で、本当に他のもので乗れる状態が作り得るのが2021年からとなっておりますので、それまでにはきちんと添付書類の話でありますとか、あとは現場の方の体制というのはすごく大事でございまして、そういうところもやった上で、2021年度に目指していきたいと考えております。
- 高橋部会長 どうぞ。
- 林委員 ということは、今日の資料の2ページ目の最後を拝見しますと、2019年度から実証を開始した上で、最後の行で、2022年度にはオンライン化100%を目指すという計画と理解してよろしいのですね。
- 長野課長 中長期計画は、今、そう置かせていただいております。
- 高橋部会長 2022年というと、我々のところだと最大5年と言っているのですが、1年はみ出してしまうのですけれども、事務局、そうですね。
- 谷輪参事官 2020年の3月で3年間ですから、2022年の3月で5年間ということだと思います。
- 高橋部会長 では、3月だと間に合うということですか。
- 谷輪参事官 2020年度というのは、2020年4月からだと思いますので。
- 長野課長 平成32年。
- 谷輪参事官 そういう意味では5年間には入らないかなと思います。
- 高橋部会長 入らない。そういう意味では、できれば少しペースアップしていただければと思いますが、我々との関係で言うと、できるだけ早くお願いしたいということと、それまでにできなければ、本当に添付書類を本格的に減らしていただく。もうこれで20%確実に達成していただくこととなります。登記証明書が要らないということであればそうだと思いますし、はっきり言って、別の県でできているのに何で要るのだという話になります。別の県で要らないとおっしゃっていて、それで支障がなくやっつけられているのだしたら、もうそこはやめていただきませんか、ということをお願ひするのが一番だと思います。そこはいかがでしょうか。これは漁業調整課にお聞きした方がいいと思うのですが、
- 廣野課長 漁業の関係でございしますが、日本は北から南まで長いものですから、それぞれ都道府県で漁業の種類が違いますので、漁業の関係が違う部分はあるのですけれども、おっしゃっていただいた趣旨はそのとおりだと思いますので、そういうことで調査結果のフィードバックを都道府県にやって、しっかり検討していただくことも含めてやっていき

たいと考えてございます。

○高橋部会長 北から南まで長いとおっしゃっても、この書類が北から南までで変わり得ると私は思えないのです。この添付書類の種類が北から南までの漁業の種類で変わり得るようなものなのですか。そこはちょっとお教えいただきたいです。

○廣野課長 例えば養殖が多い県とそうでないと県とで違うところはあると思いますが、確かに証明書類が必要かどうかという意味では共通な面はあろうかと思っておりますので、趣旨を踏まえてしっかり指導していきたいと思っております。

○高橋部会長 とうか、事業者目線でぜひ削除してくださいというお願いを、指導というか、これは道理と説得と納得で働きかけていただきたい。他の県がちゃんとできているのだからもういいでしょうということで、しっかりとなくしていただければと思います。そこはよろしいでしょうか。

○廣野課長 その方向でぜひ検討していきたいと思っております。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

○山本審議官 確認させていただきたいのですが、先ほど5年に入らないという話でしたけれども、行政コスト削減の議論は2017年度から、5年間といいますと17、18、19、20、21ですね。ですので、先ほど課長が申しましたように、来年度、再来年度、いろいろ実証とかプロトタイプ的なこともやりまして、本格運用していくのは2021年度以降でございますので、入らないというわけではないのではないかという気がするのです。

○谷輪参事官 先ほどの議論は、部会長が2022年度に100%というところの2022年度という数字について、5年に入るのか入らないのかとお尋ねがあったと思っておりますので、お答えしましたけれども、審議官がおっしゃったとおり、2021年度までに取り組んでいただくということは、そのとおりだと思います。

○高橋部会長 要するに、2021年度の末までには100%にさせていただくということですか。違うの。私が間違っていますか。

○谷輪参事官 行政手続部会としては、原則3年間で行政手続コストの20%削減。

○高橋部会長 2017、18、19。

○谷輪参事官 はい。それまでに取り組めないものは5年間と。要するに、2割削減の取組でございますので、デジタル化100%ということは、いつまでということではないと思います。

○高橋部会長 それはそうだけれども、それはずれているのですね。

○山本審議官 農家のニーズとかもございまして、あとはデジタル100%の概念自体、よくIT室とも相談いたしますが、また費用対効果というのもございまして。過去にオンライン化をすべからずやって、費用対効果の関係もあって、それを途中でやめたという政府全体の動きもありますので、我々も農家のニーズあるいは利便性、費用対効果を見まして、そういう中でできるだけ多くのものを取り込んでいきたいと考えております。

○高橋部会長 前回は、印鑑省略とか、本当にデジタルな環境をそこら辺まで届かない形

で試みたので、うまく伸びなかったというところもあると思うのです。今回はIT室を含めて押印省略とか、バックヤード連携とか、環境を整備した上で実行しようという話なのです。そこは是非、大胆に添付書類は省略していただきたい。印鑑証明なども要らないものは省略していただくということで、本格的に、BPRというのですか、電子化ができるような環境をつくってやっていただきたい。そこを含めて農水省に取り組んでいただきたいというお願いなのです。そこはよろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○濱西専門委員 前回の議論でもあったので、確認させていただきたいのですけれども、漁業法における行政手続のオンライン化は農林水産省に限られるのか、それとも都道府県まで含めたものなのかという点について、お伺いしたいところです。

仮に都道府県まで含めるということであれば、私も賛成なのですが、都道府県まで含めないという話になった場合には、都道府県の場合についてはまた別途システムを作らなければいけないという話にもなって、国と都道府県とでそれほど許認可の内容が全く違うものとも思えないものですから、二重投資の危険があって、さらに事業者にも負担がかかるということになりますので、その点について確認をさせていただきたいのですが。

○長野課長 都道府県も使えるシステムを構築するべく、実証の中では都道府県も参加をしていただいてやっていきたいと思っております。

○濱西専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 それでは、お時間が参りましたので、本日はこれまでとさせていただきます。

農林水産省さん、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上でございますが、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡させていただきます。

○高橋部会長 それでは、本日は終了いたします。どうもありがとうございました。